

議案第 14 号

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和3年12月17日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、月額140,000円から203,000円までの範囲内で」を削る。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の退職手当）

第14条の2 フルタイム会計年度任用職員が退職した場合には、別に定める場合を除き、退職手当を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が退職した場合（野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、前項の規定にかかわらず、引き続き在職したものとみなし、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。

3 退職したフルタイム会計年度任用職員に対する退職手当の額は、その職務の特殊性を考慮して規則で定める。

4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、野田市職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第15条第2項中「、時間額にあつては948円から1,249円までの範囲内で、日額にあつては当該範囲内の額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間（以下「パートタイム1日勤務時間」という。）を乗じて得た額の範囲内で、月額にあつては86,900円から189,400円までの範囲内で」を削る。

第19条中「パートタイム1日勤務時間以外の時間に勤務する」を「パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間（以下「パートタイム1日勤務時間」という。）以外の時間に勤務する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条の2の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 3 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第22条の2第1項第1号」を「第22条の2第1項」に改め、同項を同条第3項とする。

第4条各号中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改める。

第4条の2第1項中「第2条第4項」を「第2条第3項」に改める。

提案理由

会計年度任用職員制度を本格導入するに当たり、給料、報酬及び退職手当に係る規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年野田市条例第22号)

改 正 案	現 行
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の額) 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額で定めるものとし、その職務の内容及び責任に応じ、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の額) 第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額で定めるものとし、<u>月額140,000円から203,000円までの範囲内</u>で、その職務の内容及び責任に応じ、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の退職手当) 第14条の2 <u>フルタイム会計年度任用職員が退職した場合には、別に定める場合を除き、退職手当を支給する。</u></p>	
<p>2 <u>フルタイム会計年度任用職員が退職した場合(野田市職員の退職手当に関する条例(昭和30年野田市条例第2号)第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)</u>において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、前項の規定にかかわらず、引き続き在職したものとみなし、当該退職に伴う退職手当は、支給しない。</p>	
<p>3 <u>退職したフルタイム会計年度任用職員に対する退職手当の額は、その職務の特殊性を考慮して規則で定める。</u></p>	
<p>4 <u>前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、野田市職員の退職手当に関する条例の適用を受ける職員の例による。</u></p>	
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、その職務の内容及び責任に応じ、給与条例の適用を受ける職員の給料月額及び地域手当との権衡を考慮して規則で定める額とする。</p>	<p>2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、<u>時間額にあつては948円から1,249円までの範囲内</u>で、<u>日額にあつては当該範囲内の額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間(以下「パートタイム1日勤務時間」という。)</u>を乗じて得た額の範囲内、<u>月額にあつては86,900円から189,400円までの範囲内</u>で、その職務の内容及び責任に応じ、給与条例の適用を受ける職員の給料月額及</p>

<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第19条 <u>パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間(以下「パートタイム1日勤務時間」という。)</u>以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、そのパートタイム1日勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。</p>	<p>び地域手当との権衡を考慮して規則で定める額とする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第19条 <u>パートタイム1日勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、そのパートタイム1日勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、給与条例の適用を受ける職員の例により、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。</u></p>
---	---

○ 野田市職員の退職手当に関する条例 (昭和30年野田市条例第2号) (附則第3項関係)

改 正 案	現 行
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法第22条の2第1項</u>に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) <u>第2条第3項</u>に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>4</u> 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号</u>に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(勤続期間の計算の特例)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>(1) <u>第2条第4項</u>に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて</p>

12月を越えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第3項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を越えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第4条の2 第3条第4項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第3項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 (略)

12月を越えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第4項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を越えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第4条の2 第3条第4項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第4項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 (略)

